



魅つけた! あの人

大学卒業後、管理栄養士として食品会社で14年栄養指導業務をしてきました。その時、妊婦さんや乳幼児の栄養指導をしている中で、食物と植物に類似点があること、又、ベビーマッサージに関心が出てきたことで、アロマセラピーを勉強し始めました。

※アロマセラピー（アロマテラピー）とは
ハーブなどの植物から抽出した精油（エッセンシャルオイル）の香りとその成分が、心や体の不快な状態を改善し、よい方向に導く、ヨーロッパに伝わる自然療法。

仕事と家庭 相乗効果を生んでいます

仕事の充実が家庭に、家庭の充実が仕事に、お互い良い影響を与えていると思います。

今は家庭を優先しています

仕事の予定を入れる時には子どもに負担をかけないことを第一に考えています。しかし、予約が一カ月前まで詰まっていることが多く、両方の実家も遠いので、子ども達（8歳・2歳）の急な病気には苦労します。そんな時には、病後児保育を利用して乗り切っています。

家事は2人で協力してやっています

二人の間での決める事はありません。食事以外の家事は、どちらかできるほうがやっています。アロマで自営を始めるにあたり、本当に右も左もわからない中、夫の支えは大きな力になっています。その夫にも子ども達にも、愛情いっぱい食事で支えてあげたいです。



やさしいママの手
だあいスキ

「やさしい手」を通して地域で子ども達を育てたい

今後は、子ども連れOKのアロマコーディネーター養成講座など、アロマセラピーを勉強してもらえる場を提供できるように準備中です。

また、今、ベビーマッサージ教室に来られている赤ちゃんが幼稚園児になったら、今度はハンドマッサージを教えて、一緒に高齢者施設等への訪問活動をしたり、ボランティア活動などしていきたいです。

時間の使い方、めりはりがワーク・ライフ・バランスを維持していく

秘訣!

「やさしい手」でチャイルドケアの輪を広げたい

中川千賀さん 南岩国町（35歳）

市内の産婦人科や自営のサロンで、ベビーマッサージを中心に、リフレクソロジー（いわゆる足裏マッサージ）やアロマセラピーなどを行っています。

ワーク・ライフ・バランス

～仕事と生活のバランス考えてみませんか～

ワーク・ライフ・バランスとは仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態



男女共同参画キーワード

ポジティブ・アクション
(積極的改善措置)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

information

皆さんの声を
お待ちしております

「さくら21」は年2回発行いたします。
ご意見・ご感想・取材してほしい内容・情報など『男女共同参画のための情報紙編集委員会』までお寄せください。

編集後記

最近、ワーク・ライフ・バランスという言葉が新聞等によく目にします。育児優先と仕事優先と働き方は様々ですが、男女が働きやすく、子育てしやすい環境が一日も早く整うことを願います。
(編集委員一同)

配偶者・パートナーからの暴力(DV)に関する相談は 下記窓口まで!

総務課男女共同参画室 ☎29-5030
山口県男女共同参画相談センター ☎083-901-1122
岩国警察署 ☎24-0110
岩国西警察署 ☎83-0110
※各総合支所総務課でも相談に応じています。

岩国市男女共同参画のための情報紙

2008・春

4号



特集 ・岩国市男女共同参画推進条例

- ・魅つけた! あの人
- ・ワーク・ライフ・バランス



女と男のエンパワーメント講座
「夢をかなえる!!」
チャンスのつかみ方」
開催報告

11月27日・12月3日の二回にわたり、講師にコラムニストの岸かおるさんをお迎えして、講座を開催しました。

第1回目の講座「自分のことが好きですか?」では、自分を大好きということから始めよう、自分を愛することができない人は、他の人も愛することができない。「自己肯定の大切さ」I love me youから I love me heへを今日から始めようという講師のお話は、参加者の皆さんが自分を改めて見つめ直す良いきっかけとなったようでした。

第2回目の講座「チャンスをつかもう!」では、参加者の皆さんが自分の夢について発表しました。夢を実現するためには、自分の夢を多くの人に伝えること、また実現した時の自分をイメージすることが大切です。また、チャンスは待っていてもやってきません、自分からチャンスの種まきをする必要があります。これからは「今こそその時!」という生き方をしましよ!と、岸先生から元気とパワーをもらいました。

さくら21 4号 2008年(平成20年)3月1日発行

編集 岩国市の男女共同参画のための情報紙編集委員会 発行 岩国市総務部総務課男女共同参画室

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号 TEL 0827-29-5030 FAX 0827-21-3337

男女共同参画とは

「男はこうあるべき」あるいは「女だから」というように、性別によってそれぞれの役目を押し付けたり、向き不向きをきめつけることなく、男女が社会の対等なパートナーとして、家庭、職場、学校、地域で、様々な活動ができるようにすることです。

6つの基本となる考え方

(基本理念 第3条)

男女の人権の尊重



男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、ひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

社会における制度や慣行についての配慮



性別による固定的な役割分担等にとらわれず、男女がともに主体的で自由な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方について考えていきましょう。

施策等の立案・決定への共同参画



男女が社会の対等なパートナーとして、市や団体などの施策や方針の立案・決定の場に共に参画できるようにしましょう。

家庭生活と社会生活の両立



家族みんなが互いに協力し合い、社会の支援も受けながら、家庭生活と社会生活を両立できるようにしましょう。

生涯にわたる男女の健康の確保



男女がそれぞれの身体的特質を理解し、尊重し合うことで、生涯にわたって健康的な生活ができるようにしましょう。

国際的協調



男女共同参画は、国際的協調のもとで推進しましょう。

豊かで活力ある岩国市をめざして 岩国市男女共同参画推進条例

平成19年9月27日施行

男女の人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を

目指して、「岩国市男女共同参画推進条例」を制定しました。

私たちはどうすればいいの？

(責務 第4条～第6条)

市は

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

事業者の皆さんは

事業活動に関して、男女共同参画の推進に努めましょう。
市が実施する施策に協力するよう努めましょう。

市民の皆さんは

家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めましょう。
市が実施する施策に協力するよう努めましょう。

協働

岩国市はどのような取組をするのですか

基本的施策（第7条）

広報啓発と教育の場における男女共同参画の推進

男女共同参画について理解を深めるための広報啓発活動を行います。また、あらゆる教育の場で、男女共同参画を推進するよう、取組を行います。

ポジティブ・アクションのための啓発

社会のあらゆる分野の活動の意思決定過程に、男女が平等に参画できるよう、市民や事業者と協力して啓発等を行います。

家庭生活と社会生活の両立支援

男女が共に家庭生活と社会生活とを両立して行うことができるよう、支援を行います。

健康的な生活への配慮

男女がそれぞれの身体的特質について互いに理解し、生涯にわたり健康で暮らせるよう、取組を行います。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントの防止と被害者支援

DV（配偶者等からの暴力）やセクシュアル・ハラスメントを防止するための取組や、被害を受けた人の支援を行います。

調査研究と情報の収集

男女共同参画を推進するため、調査研究や情報の収集を行います。

市民活動等に対する支援

市民や事業者が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供等を行います。

推進体制の整備

男女共同参画を推進するための体制を整備します。

その他の施策

基本計画の策定（第8条）

男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、基本計画を策定します。この計画の策定に当たっては、総務情報市民会議の意見を聴きます。

協力の要請（第9条）

必要場合は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況について調査の協力を求めます。

年次報告（第10条）

男女共同参画の推進状況や施策の実施状況について年次報告書を作成し、公表します。

苦情等の申出の処理（第11条）

男女共同参画に関する施策について苦情や意見があったときは、適切に対応します。

相談の申出の処理（第12条）

性別による差別的取扱いなど、男女共同参画の推進を阻害する行為について相談があったときは、適切に対応します。

条例の全文は、市のホームページで見ることができます。

<http://www.city.iwakuni.yamaguchi.jp>

